平成２８年１月１日以降の消防団退職報償金支給申請について

1. 退団時は、部長または分団長へ**退団届のみ**を提出してください。
2. 事務局（危機管理課）から**退職報償金支給対象者（５年以上在団者）**の方へ直接、退職報償金支給申請のために必要な書類のご案内と返信用の封筒を郵送いたします。
3. 案内の通知が届きましたら、同封の書類に必要事項を記入するとともに必要書類を揃えて事務局へ郵送してください。
4. 事務局及び支払団体（千葉県市町村総合事務組合）での審査
5. 支払団体から本人へ支払い（事前に支給する旨の通知があります。）

なお、事務局への書類提出後、支払いまでは事務手続き上、４カ月程度の時間がかかります。書類提出の際は、速やかにご提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。